

市長専決による条例の制定及び一部改正

「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例」 《制定》

- 軽症者等が宿泊療養する施設等で従事する職員に対して手当を支給
(勤務1回につき3,000円又は4,000円)
- 令和2年4月14日まで遡って支給

「職員の特殊勤務手当に関する条例」及び「消防職員の特殊勤務手当に関する条例」 《改正》

- 新型コロナウイルス感染症対応関連業務を行った場合に、感染症予防救済従事者手当を増額(日額3000円)、警防活動手当に加算(日額3000円)
- 令和2年2月1日まで遡って支給

「国民健康保険条例」及び「後期高齢者医療に関する条例」 《改正》

- 新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染が疑われ、働けなくなった被用者へ傷病手当金を支給
- 令和2年1月1日まで遡って適用

「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」の概要

●対象者・給付額

対象者	給付額
次のすべてを満たす中小企業・個人事業主 ①府内に主たる事業所を有している ②緊急事態措置期間中に休業要請等に全面的に協力 ③4月売上が前年同月対比50%以上減少	中小企業 100万円 個人事業主 50万円

●募集要項公表・登録受付開始

4月27日(月曜日) 予定

●支援金の支給時期

5月 (できるだけ早期)

※詳細は、確定次第、ホームページ等でお知らせします。

【休業要請支援金相談コールセンター開設(4月22日・大阪府)】

◆開設時間 9時～19時(土日祝日を含む毎日)

◆電話番号 06-6210-9525